

規格不適合な防じんマスクについて（注意喚起）

防じんマスクなどの呼吸用保護具については、労働安全衛生法令において、所要の規格（国家規格）を満たすもの以外は使用、製造、譲渡等ができないこととされています。今般、粒子捕集効率などについて、規格を満たさない防じんマスクの譲渡が下記のとおり確認されました。当該防じんマスクを粉じん作業において使用し続けた場合に防じん性能が不十分なことによる健康障害のおそれがありますので、所有されている方におかれては、直ちに使用を中止し、廃棄いただきますようお願いいたします。

記

新潟市南区在住の笠井 武氏が市販されている防じんマスク（※）に排気弁の追加、ゴーグルとの一体化などの改造を加え、試作した防じんマスクを近隣の事業者等に 50 個程度、令和 4 年に配布したものです。改造後の防じんマスクのイメージは以下のとおり。

（※）笠井氏が改造した防じんマスクは、興研株式会社が販売している防じんマスク サカキ式 1010A-06 型（国家検定合格番号：第 TM560 号）。当該防じんマスクは、国家規格を満たすものとして国家検定に合格した防じんマスクであり、同社は改造マスクの制作等には一切関与していない。

